

平成28年 第2回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成28年 5月13日 開会

平成28年 5月13日 閉会

大 樹 町 議 会

平成28年第2回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月13日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第33号 大樹町公平委員会委員の選任について
- 第 6 議案第34号 大樹町公平委員会委員の選任について
- 第 7 議案第35号 大樹町公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第36号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第37号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第10 議案第38号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第11 議案第39号 平成28年度大樹町一般会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第40号 寿町団地1号棟新築工事(建築主体)及び外構工事請負契約の締結について
- 第13 議案第41号 財産の取得について
- 第14 議案第42号 財産の取得について
- 第15 議案第43号 財産の取得について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 10番 阿部良富 | 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------------|------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長兼航空宇宙推進室長 | 黒川豊 |

住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼 尾田こども認定園長兼学童保育所長	村 田 修
総 務 課 参 事	大 林 一 博
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者兼出納課長	高 橋 教 一
町立病院事務長	伊 勢 徹 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター 所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	浅 井 真 介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	森 博 之

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力	係 長	鎌 塚 喜代美
---------	-------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 西田輝樹君

6番 菅敏範君

7番 高橋英昭君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をさせていただきます。

本日9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期について協議いたしましたので、報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、委員の選任4件、税条例等の一部改正2件、補正予算1件、請負契約の締結1件、財産の取得3件であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日といたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げますが、本臨時会の議事が円滑に行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成28年3月7日開会の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の気象状況の悪化による被害状況等についてですが、4月17日から18日にかけての強風により、一部地域での停電のほか、住宅や農業施設、山林、公共施設などに被害が発生をいたしました。

17日の夜中から風が強まり、一部地域で停電も発生したことから、役場関係各課や消防等により情報収集や応急対策などの対応を行っております。幸い、人的な被害についての報告は受けておりませんが、倒木処理の遅れによる交通障害などの苦情もいただいておりますので、今後もより迅速な対応が図られるよう取り組んでまいります。

2番目の地震・津波訓練の関係であります。158人の参加により実施をしております。住民並びにご協力をいただきました関係機関、多くの皆様にお礼を申し上げますとともに、万一に備え、今後も関係者、関係機関の協力をいただきながら引き続き実施をしております。

3番目の航空宇宙関連ですが、関係機関による各種実験のほか、3月30日に町内外から多くの皆様にお集まりをいただき、大樹宇宙セミナーを開催しております。また、多目的航空公園の宇宙交流センターSORAは、4月29日から今年度の開館をスタートしております。

4番目の大樹高等学校の入学者ですが、52名で、引き続き2間口を維持することができました。関係各位のご尽力にお礼を申し上げますとともに、地域の大切な高校として今後も支援を進めてまいりたいと考えております。

5番目の財産の処分についてですが、萌和の行政区会館の北側ですが、もともとの所有者の方から購入希望の申し出があり、私ども町といたしましても、特に利用予定もないということもありますので、今回、売却処分をしております。

6番目ですが、大樹町営住宅管理運営委員会の委員7名をご委嘱申し上げております。

7番目の地域おこし協力隊員の委嘱ですが、人口減少対策・地域活性化推進員2名と子ども交流事業推進員2名については引き続きお願いをしております。また、今年度新たに林業担い手推進員として1名を採用させていただき、主に森林組合での業務を通じて地域林業の振興に取り組んでいただくこととしております。

8番目の入札執行関係、9番目の人事関係、10番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を行います。

初めに、1番目の優秀選手派遣についてですが、3月に江別市で開催されました全道フットサル選手権2016の14歳以下の部に、大樹中学校に在籍の3名の選手を派遣しております。

出場チームの大会結果は、5に記載のとおり、24チーム中第9位と検討したところであります。

次に、2番目の台湾桃園市教育局日本教育視察団の受け入れについてであります。

4月25日に台湾桃園市の小中学校長など27名が当町を訪れ、大樹小学校の授業を参観した後、生涯学習センターにおきまして、学校教育の実態等について懇談等を行いました。

懇談では、大樹町日台親善協会、福岡会長にも出席をいただき、大樹町の産業、あるいは教育活動に関する話題を中心に意見交換を行っております。

次に、裏面をご覧ください。

3番目の教育委員会関係の人事異動についてでありますけれども、3月31日付で3名の退職者の発令を、4月1日付で1名の新規採用職員と12名の分掌替え者の人事異動の発令を行っておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

4月18日の大風による被害、私も見させていただきましたが、大樹町にあっても、樹齢100年もたったような広葉樹がばたばたと倒れているのを見まして、本当に風の恐ろ

しさを痛感したわけでありますけれども、このときのものではないものでちょっと議長、質問させていただくのですが、去る5月7日でしたか8日でしたか、砂ぼこり舞う大風が吹いて、翌日の新聞では農作物に大きな被害があったと。十勝管内も直播ビートが、全作付面積の2割ぐらいが直播に移行されたというようなことで、発芽が土ぼこりにたたかれて、大きな被害が出たということなのですが、大樹町にあっては、その辺はどうだったのでしょうか。その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、先ほどの行政報告の関連ということもあるかと思います。5月7日、8日、特に8日がひどかったのですが、強風の関係での農作物の被害についてのご質問をいただきました。

関係機関、ゆとり農業推進会議等が中心となって被害状況の調査を行っておりますが、今のところ、ビート等も含めて被害の報告はないというふうに聞いております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第33号から日程第7 議案第35号

○議長

日程第5 議案第33号から日程第7 議案第35号大樹町公平委員会委員の選任についての件を、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第33号から第35号まで、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公平委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。

公平委員会は、職員の勤務条件に関する研究や意見の提出、不利益処分についての審査請求に対する採決を行う機関として、地方公務員法に基づき設置をされております。

委員につきましては、議案下段の地方公務員法の関係条項の抜粋にも掲載のとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会のご同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

また、任期は4年とされており、今回3名の委員の方々がそれぞれ5月14日をもって任期満了となることから、その後任を選任いたしたく、ご提案を申し上げるものであります。

議案第33号、大樹町字大樹353番地の高野静子氏につきましては、4期16年お務めをいただいておりますが、引き続き選任をいたしたく、ご提案を申し上げるものであります。

議案第34号、大樹町2条通36番地2の大庭滋理氏につきましては、前任者の辞任を受け2期6年お務めをいただいておりますが、引き続き選任をいたしたく、ご提案を申し上げます。

議案第35号、大樹町双葉町2番地の尾藤宏樹氏につきましては、1期4年お務めをいただいておりますが、引き続き選任をいたしたく、ご提案を申し上げますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第33号から議案第35号の案件は、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき討論を省略いたします。

これより、議案第33号大樹町公平委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第34号大樹町公平委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第35号大樹町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第 8 議案第 3 6 号

○議 長

日程第 8 議案第 3 6 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 3 6 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。

議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

議案第 3 6 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち清信一士氏は、平成 2 8 年 5 月 1 6 日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町西本通 7 3 番地 7、播間章浩氏、昭和 5 9 年 7 月 2 4 日生まれ。

参考といたしまして、任期は、平成 2 8 年 5 月 1 7 日から平成 3 1 年 5 月 1 6 日までの 3 年間となります。

播間氏にあつては、大樹町のご出身で、現在 3 1 歳。松並町の播間総合法務事務所の代表として、司法書士業務、行政書士業務を行われており、不動産取引等にもかかわるなど、不動産評価等に対する知識と経験を有していることなどから、適任と判断をさせていただいたものであります。

なお、議案の下段に地方税法の関係条文を抜粋で掲載しておりますので、内容をご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案件は、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき、討論を省略します。

これより、議案第36号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第9 議案第37号

○議 長

日程第9 議案第37号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第37号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてをお願いするものであります。

この改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、大樹町税条例と平成26年条例第9号で公布をいたしました大樹町税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第26号で公布をいたしました大樹町税条例等の一部を改正する条例について、必要な改正を行うものであります。

それぞれ条文の内容につきましては住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第37号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)が平成28年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

改正は3条から成っており、第1条では大樹町税条例(昭和25年条例第9号)の一部

改正、第2条では平成26年条例第9号で公布しました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を、第3条では平成27年条例第26号で公布しました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の主なものとしましては、町民税の関係では、延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しが行われ、申告書が提出された後に一度減額の修正申告が行われ、さらに増額の修正申告があった場合に、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するとされたことから、それに伴う規定の整備を行ったほか、法人税割の税率が引き下げられることに伴う規定の整備を行っております。

また、特定一般医薬品を購入した場合の医療費控除の特例について規定を設けました。

固定資産税の関係では、津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例や再生可能エネルギーの発電設備に係る課税標準の特例について、条例に定めた上で延長するとされたことから規定を設けております。

軽自動車税の関係では、既存の軽自動車税が種別割という名称になり、新たに環境性能割が創設されることから、それに伴う規定の整備を行っております。

また、一定の環境性能割を有する3輪以上の軽自動車を新規取得した場合における軽自動車税の特例措置が1年間延長となることから、規定の整備を行っております。

その他、税制改正に伴い条項のずれが起きたものや根拠法令の変更などがあったものにつきましても必要な整備を行っております。

それでは、条文に沿いまして説明をさせていただきます。

第1条は、大樹町税条例（昭和25年条例第9号）について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

18条の2では、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての文言を審査請求に改めております。

第18条の3では、次のページ、2ページの上段になりますが、軽自動車税を種別割とするほか、2輪の表記を漢字表記に改めております。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金についての規定です。

本条例の改正に合わせて条項の整備を行っております。

3ページになりますが、新たに加えた第5号、第6号につきましては、第2号、第3号に規定したもののうち法人町民税の申告納付に係る部分を分けた形となっております。

4ページの上段になりますが、34条の4は、法人税割の税率についての規定です。

法人町民税の法人税割の税率は制限税率を適用しておりますが、12.1%が8.4%となります。

第43条は、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収についての規定となっております。

6ページになりますが、48条は、法人の町民税の申告納付についての規定、9ページ

になります。第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定となっておりますが、いずれも地方税法の改正に伴う字句の修正と、申告書が提出された後に一度減額の修正申告が行われ、さらに増額の修正申告等があった場合に、延滞金の計算期間から一定の期間を控除する規定を整備させていただいたものでございます。

11ページになりますが、第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定でございます。

また、13ページの第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての規定です。独立行政法人の統廃合により名称が変更となった対象法人について、税制上の特例措置が継続される改正がありましたので、条文の整備を行っております。

第80条は、軽自動車税の納税義務者についての規定です。軽自動車税を環境性能割と種別割の二つとし、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を、軽自動車等の所有者に種別割を課するとしております。

また、14ページの第81条では、取得者、所有者とみなす場合について規定を設けております。

第80条の2で規定しておりました日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲につきましては、条項の順番の関係から、第81条の2ということで定め直しております。

16ページの第81条の3から第81条の8までは、環境性能割についての規定を定めるものです。ただし、実際の賦課徴収に当たっては、27ページに附則の第15条を定めておりますが、27ページにおける附則第15条の2から第15条の6の規定によりまして、当分の間、北海道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例に倣って行うこととなっておりますので、町の規定について適用は、当分の間はないこととなります。

次に、18ページの第82条から第91条までは、軽自動車税のうち種別割についての規定となりますので、軽自動車税の名称を種別割に改めるほか、地方税法の改正と本条例の改正に伴う字句の修正を行っております。

24ページ下段の附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての規定です。健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組みを行う個人が医療用医薬品から転用された一般医薬品を購入した場合の費用について、医療費控除の対象とされたことから規定を設けております。

25ページになりますが、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定です。この規定は、わがまち特例として条例で減額する割合を定めることができるものですが、第4項につきましては、地方税法の改正に伴う条項のずれを整備するものでございます。第5項は、津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例について、第6項から第10項は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について規定を設けるもので、第6項は太陽光について、第7項は風力発電につ

いて、第8項は水力発電について、第9項は地熱発電について、第10項はバイオマス発電による発電設備についての規定となっております。いずれも地方税法により適用を受けていた割合と同じ割合を定めております。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定となっております。地方税法の改正に伴い、規定の追加を行っております。

27ページになりますが、附則第15条の2から第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の特例について規定を設けております。

28ページの附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定で、地方税法の改正と本条例の改正に伴う字句の修正を行った上で、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の新規取得した場合における軽自動車税の特例措置を1年間延長する改正を行っております。

次に、30ページになりますが、30ページ下段の第2条は、大樹町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第9号）について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

同条例の附則第6条では、軽自動車税に関する経過措置について規定されておりますが、本条例の改正に伴う字句の修正を行っております。

次に、32ページ下段になりますが、第3条は、大樹町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第26号）について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

同条例の附則第5条では、町たばこ税に関する経過措置について規定されておりますが、地方税法の改正と本条例の改正に伴う字句の修正を行っております。

36ページの附則になりますが、第1条では施行期日について規定しており、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとしております。

一部改正の規定につきましては、平成29年1月1日から施行するもの、平成29年4月1日から施行するもの、平成30年1月1日から施行するものがございます。

第2条では町民税に関する経過措置について、第3条では固定資産税に関する経過措置について、第4条では軽自動車税に関する経過措置について規定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

15ページになるのかな。日赤などのということなのですが、そのほかに対象になる車は

あるのかどうか。

それから、環境の関係ですが、新しくできた税金のことなのですが、これはどういうものなのでしょうかというか、新たに設けられて、そのまま賦課されるのか、それについて伺います。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

まず最初に、15ページ、第81条の2の規定で、日本赤十字社等の所有する車両についてというところの部分のご質問がございました。

ここに関しましては、今までもあったものなのですけれども、条項がずれて81条の2に規定されるというような内容になってございます。日本赤十字社等が所有している車両のうち救急用で使用する車両については、この税金を課さないという規定で、この規定は条項がずれて、そのまま適用されるというような内容になってございます。

ここの部分の規定につきましては、日赤車に関する規定でございすけれども、軽自動車税、種別割等の規定につきましては、地方税法の第445条の規定などが適用されまして、国、あるいは地方公共団体、あるいは非課税の独立行政法人などが、その本来の用務に使う車両については税を課さないというような規定が別に設けられてございます。

それから、2点目の環境性能割についてのご質問がございました。

環境性能割の、こちらのほうの法の適用につきましては、平成29年4月1日からの施行に該当する規定ということになります。今回、国の地方税法の改正で出てきた内容としましては、消費税を10%段階に引き上げるのと合わせてというような前提がついた上でということになりますけれども、今まで自動車の取得に対してとっていました自動車取得税、こちらのほうを廃止しまして、それに代わるものとして自動車税及び軽自動車税に環境性能割という新たな税を創設するというような内容になってございます。

今回、29年4月1日以降、こちらのほうに制度が移行された場合、条例の規定により町が軽自動車税の環境性能割について定めを設けるわけですが、先ほど若干説明をさせていただきましたが、附則のほうに規定を設けさせていただいて、道が徴収する内容で当面の間は進んでいくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そうすると、取得税を廃止して環境税を設けるということなので、差し引きして、これはどうなのでしょう。金額的には差があるのでしょうか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

金額のほうの試算については、細かな部分まではできていないのが実態です。

今までの自動車の取得税につきましては、町税ではありませんでしたので、今回、軽自動車税の環境性能割につきましては、町税という形になりますので、町に入ってくるお金が増えるということになるかと思えます。

制度全体の内容で見ますと、取得税の考え方につきましては、車を取得した金額について一定の割合で賦課がされていたかと思えますけれども、今回の環境性能割の導入に当たりましては、車の環境性能に応じて、その税率が変わってくると。より環境に優しい車の導入を目指すというような内容になっているものと思っております。

あと、今回の規定の中で、町税と言いながら、その手続については道のほうで当面の間は進めていくというような規定になってございます。

制度の中身としては、道が一度徴収したものを一定割合で町村のほうに交付するというような内容になってございます。町のほうも事務手数料を道のほうに納めるというような形の制度の内容になってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第37号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第38号

○議 長

日程第10 議案第38号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第38号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするものであります。

この改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例について必要な改正を行うものであります。

それぞれ条文の内容につきましては住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第38号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

改正内容の主なものとしましては、2点ございまして、1点目は、課税限度額を引き上げるものです。基礎課税額で2万円、後期高齢者支援金等課税額で2万円の引き上げを行う内容となっております。2点目は、軽減の要件を緩和するものです。5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に応じて加算する金額を拡大することで要件を緩和する内容となっております。また、第6期の納期限を12月25日から12月30日に変更する改正もあわせて行うことにしております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、課税額についての規定です。

第2項で基礎課税額について、第3項で後期高齢者支援金等課税額について、第4項で介護納付金課税額について定められておりますが、それぞれただし書きにおいて限度額を定めておりますが、基礎課税額の限度額は52万円から54万円、それから、後期高齢者支援金等課税額の限度額は17万円を19万円に改めるものでございます。

次のページになりますが、第12条は、納期についての規定です。

第6期の納期について、12月1日から同月25日までとしていたものを12月1日から同月30日までと改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定です。

第2条の限度額の改正に合わせまして、条文中の52万円を54万円に、17万円を19万円に改めるものでございます。

次のページになりますが、第2号では5割軽減の対象となる世帯の所得判定について、第3号では2割軽減の対象となる世帯の所得判定額について定めておりますが、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に応じて加算する金額を、5割軽減では26万円を26万5,000円に、2割軽減では47万円を48万円に改めるものでございます。

附則になりますが、施行期日は公布の日とし、平成28年4月1日から適用するとしております。

適用区分では、平成28年度以後の国民健康保険税に適用するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

まず、最高限度額の合わせて4万円ということですが、これ、合わせて最高額を負担する人は何世帯ぐらいになるか、お伺いをいたします。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

限度額を上げることによって影響を受ける世帯はどのくらいかというご質問でございますが、平成28年度の国保税の賦課については、まだ作業が終わっておりませんので、比較対象としましては、平成27年度、前年度の当初賦課時点の部分としてお答えをさせていただきたいと思います。

27年度の軽減判定額、あるいは課税標準額を使って実施したところにつきましては、昨年度の賦課世帯、全体で1,017世帯のうち72世帯が限度額に到達している世帯になってございますので、同じ金額で計算した場合につきましては、この72世帯につきましては、今回の限度額引き上げの適用を受けて税額が上がるというような影響になるかと思えます。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。これが適用されるとすると、72世帯掛ける4万円ということで、約288万円、300万円近くなると。そのほかにも上がる人があったりということで、大変、国保税に関しては、考え方ですが、組合健保、また、協会けんぽ、共済組合、また、船員保険

とかというものもあるのだそうですね。そういうところに入れない人たちが、こういう国民皆保険制度ができたことによって国民健康保険ができて、国民皆保険ができた。最終的にはセーフティネットになると私は考えているのです。

それで、特に退職されて高齢になってくると国保に入ってくると、こういうまた国保の持っている負担も多くなってくる、そういう宿命みたいなものがあって、非常に厳しいところで、町も繰り入れなどして抑えるのに今は頑張っている、そういうところは本当にそう思いますが、国保の負担はやっぱり重いという、こういうことについてどういう認識をされているか、町長にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま国民健康保険事業の運営の中身についてのご指摘、ご質問をいただいたのかなというふうに思っております。

確かに、ご負担が高額になるということで、大変な方もいらっしゃるのかなというふうに思っております。共済組合等も含めて、健康保険のそれぞれの制度があります。国民健康保険という部分では、今、議員がおっしゃられたとおり、セーフティネット、受け皿になっているのかなというふうに思っております。ただ、加入者が減少している、またはそれぞれの加入されている方々の所得の割合が下がっているというようなことも含めて、収入の部分で保険が下がっているということは実態にあるのかなというふうに思っております。

この国保会計をいかに円滑にやっていくかというところでは、皆様に早期に発見をしていただく、そして健やかに暮らしをいただくということが非常に大切かなというふうに思っているところでもありまして、私ども国民健康保険に加入されている方の特定健診の受診については鋭意進めているところでもあります。この受診率を上げるということが、結果として国保会計の円滑な事業運営に期するというふうに思っておりますので、その部分については町としてもしっかりと努めていかなければならないというふうに思っておりますし、国保会計に限らず、町民の皆様に対する健診の受診率を向上させる取り組みについては今後も鋭意進めていきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

制度そのものの問題ともあわせて健康を守っていくというところでの町長の答弁があったのですけれども、一つだけ、町長が言ってくれたので。

本当に、私も腹立たしいことが一つあるのです。一つだけ挙げれば、健保組合です。大企業の健保組合が、腎臓病の早期発見につながる尿酸、クレアチニンの検査を義務化から任意にしまったと。大変私も憤りを感じているところなのです。

それで、大樹町の職員については全員検査していますと、保健福祉課の答弁は前にいた

いたことがあるので、そういうふうにして、町のほうとして共済組合なんかは守っているのですが、大会社がそういうことをやるのではなくて、むしろ大会社が率先して、そういう検査の義務化というのか、そういうことを継続してほしかったのですが、そういうことがあったという話を聞いているので、そのこのところをこれからも、検査体制の充実というものをやっぱり、町長、どうでしょう。町村会を通じて積極的に求めていったらいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま志民議員から再度のご質問をいただきました。ただ、私どもといたしましては、他の健保組合の内容等の制度の在り方について意見を申す立場にはないのかなというふうに思っております。

私どもといたしましては、町民の健康を守るいろいろな方策として、いかに受け取っていただきやすいような健診をつくっていくか、また制度をつくっていくかというところについては鋭意努力をしていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております町国民健康保険税条例の一部改正に反対の討論を行います。

それに先立って、大樹町の姿勢として、町民の健康を守っていく、早期発見に努力している、健診の向上に努力して高い数字を上げている、このことについては私どももよく承知しております。しかし、国の制度として、この国民健康保険は、他の健保組合、協会けんぽ、共済組合などに入れられない人たちの加入する、いわゆる国民皆保険の最終的なセーフティネットの役割を担っております。その国民健康保険の負担が重いということになれば、セーフティネットの役割を果たすことが非常に難しくなるというふうに考えております。利用しやすい健康保険を目指して、国に積極的に意見を申し上げていただくこともあわせて申し上げ、本一部条例改正案に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第38号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第39号

○議 長

日程第11 議案第39号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第39号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町一般会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,362万8,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第39号平成28年度大樹町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,362万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億562万8,000円とするものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源があるもののみ内容をご説明させていただきます。

最初に、総務費、電子計算費、電算システム整備事業、委託料で37万8,000円の増。住民税制度の改正に伴うシステムの改修で、公的年金からの特別徴収制度の見直し、ふるさと納税制度の拡充、所得税の税率改正に対応するものでございます。

農林水産業費、農業振興費、経営体育成支援事業、負担金、補助及び交付金で1,919万円の増。財源の全額が国・道支出金、道からの支出金でございます。農業経営の拡大や効率化、多角化等を進める農業経営体が金融機関からの融資を活用して農業機械等を取得する場合の支援制度でございまして、総事業費の10分の3以内の助成を受けられる制度に基づきます間接補助でございます。

今回支援を行います対象の農業者数は10経営体でございまして、農業機械や設備の整備費用の総額につきましては約7,000万円、融資を受ける総額につきましては約5,030万円の予定でございます。

商工費、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費、修繕費でございますが、218万4,000円の増。晩成温泉で使用しております清水ポンプ、いわゆる地下水をくみ上げるポンプ2基のうち1基が3月に故障いたしまして、現在1基で対応してございます。このため、故障したポンプの更新経費と現在稼働中のポンプの部品交換、逆流防止弁でございますが、その部品交換を行うための経費でございます。

晩成温泉施設設備の修繕費用につきましては、当初予算において計上してございますが、このポンプについては想定していない大規模な修繕のため、今回、所要の予算を計上したものでございます。

土木費、住宅管理費、町営住宅維持管理費、需用費、修繕料でございますけれども、182万6,000円の増。4月17日、18日の強風によりまして、南町の単身者用町営住宅ユースタウン92の屋根が破損してございます。町営住宅の修繕費用につきましても当初予算に計上してございますが、想定外の大規模な修繕となるため、今回、所要の予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、教育費、保健体育総務費、社会体育推進事業、寄附金で5万円の増。4月14日に発生いたしました熊本地震は、現在も余震が続くなど甚大な被害が発生しております。この被災地の中にはB&G海洋センターの所在自治体も含まれてございます。このため、B&G全国サミットの共同宣言であります災害時の相互応援に基づきまして、財団

を通じて救援物資のほか支援金についても要請がありましたので、他の自治体の対応も踏まえながら所要の予算を計上したものでございます。

以上、合計で補正額2,362万8,000円の増額。財源につきましては、国・道支出金1,919万円の増額、一般財源が443万8,000円の増額となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

最初に、歳出をご説明申し上げます。

歳出合計、補正前の額61億8,200万円、補正額、2款総務費から10款教育費まで2,362万8,000円の増。補正後の歳出合計62億562万8,000円。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額61億8,200万円、補正額、15款道支出金及び19款繰越金で2,362万8,000円の増。補正後の歳入合計が62億562万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第39号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第40号

○議長

日程第12 議案第40号寿町団地1号棟新築工事（建築主体）及び外構工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第40号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、寿町団地1号棟新築工事（建築主体）及び外構工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

契約の内容であります。工事名は、寿町団地1号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町寿通3丁目44番地1。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、7,290万円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町松山町8番地26、株式会社高橋工務店代表取締役、高橋勝則。

工事内容といたしましては、1棟4戸の建築工事と外構工事一式。

工期は、本年10月31日までで、次のページに図面を添付させていただいております。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第40号寿町団地1号棟新築工事（建築主体）及び外構工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第41号

○議 長

日程第13 議案第41号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第41号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は除雪専用車一式、数量は1台、取得金額は4,550万円、取得の方法は指名競争入札による物品の売買契約であります。取得の相手方は、広尾郡大樹町鏡町1番地42、有限会社三浦自動車工業代表取締役、三浦祥嗣。

なお、納入期限は、平成29年2月28日までとするものであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第42号

○議 長

日程第14 議案第42号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は塵芥車、数量は1台です。取得金額は1,350万円、現有車両の下取り金額が32万4,000円。契約金額は、この差額の1,317万6,000円となるものであります。取得の方法は、指名競争入札による物品交換契約。取得の相手方は、帯広市西19条北1丁目1番10号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店支店長、比留間功。

納入期限につきましては、10月20日としております。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第42号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第43号

○議 長

日程第15 議案第43号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第43号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は町営牧場用タイヤショベル、数量は1台、取得金額は1,501万2,000円。取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合車輛譲渡事業による譲渡。取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫。

北海道市町村備荒資金組合車輛譲渡事業とは、市町村が必要とする車両等を備考資金組合が肩がわりする形で購入し、市町村は組合と譲渡契約を締結し、その代金を7年以内に支払うという制度で、本件に係る債務負担行為は、当初予算でお認めをいただいております。

参考として、納入期限は6月17日まで、支払期限は7年で、備考資金組合の契約の相手方は、帯広市西19条北1丁目3番5号、キャタピラーイーストジャパン株式会社北海道支社道東支店長、藤田政博であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

これ、ただ牧場用タイヤショベルと書いてあるのですけれども、立米数とかそういうものはわからないのでしょうかね。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

今回のタイヤショベルのバケット容量ということでございますか。3.0立方メートルでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富議員

このショベルはよろしいのですけれども、前に使っていた古いショベルがあると思うのですけれども、これはどうするのですか。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

現在使用しているタイプですけれども、昭和51年車で、現在まで39年間使用していると、このような状況でございます。中古の状態でも旧土木現業所から購入をいたしまして、建設課でその後使っていきまして、その後、牧場に行つたと、こういう経過でございます。かなり古くて、このタイプもかなり老朽していると、こういうことから、今回、10月まで車検がありますけれども、その後は今のところ廃棄をしたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第43号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成28年第2回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員